

# 大学院大学至善館 研究費の取り扱いに関する規程

2023年3月9日制定

## (目的)

第1条 この規程では、本学における研究費の適切な取り扱いを促進し、研究費の取り扱いに係る不正を防ぐことを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「研究費」とは、大学が研究者に交付する研究費および、次項に規定する公的研究費を含む外部研究費をいう。

- 2 この規程において「外部研究費」とは、研究者が学外から獲得し、大学を経て研究者に支給される研究費を言う。また、「公的研究費」とは外部研究費のうち、特に次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
  - (2) 前号のほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体または特殊法人等が配分する研究費
- 3 この規程において「研究費の取り扱いに係る不正行為」とは、研究者が故意もしくは重大な過失により、次の各号に掲げることを行う、およびこれに助力することをいう。
  - (1) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等を大学に支払わせること。
  - (2) 虚偽の申請に基づき出張旅費等を大学に支払わせること。
  - (3) 虚偽の申請に基づき研究に関わる人件費や報酬を大学に支払わせること。
  - (4) 架空の取引により大学に代金を支払わせ、取引先等に預け金として管理させること。
  - (5) 法令、本学の諸規程または当該研究費の使用に関わる指針等に定められた用途以外の用途に使用すること。
- 4 この規程において「外部研究費の取り扱いに係る不正行為」とは、前項に定める研究費の取り扱いに係る不正行為のうち、特に外部研究費に関するものを言う。また、「公的研究費の取り扱いに係る不正行為」とは、前項に規定する研究費の取り扱いに係る不正行為のうち、特に公的研究費に関するものをいう。
- 5 この規程において「配分機関」とは外部研究費を配分する機関のことをいう。
- 6 この規程において「研究費の取り扱いに係る不正行為の防止に関する教育」とは、研究費の取り扱いに係る不正行為を事前に防止するために、大学が研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身が取り扱う研究費の使用ルールやそれに伴う責任、みずからのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育のことをいう。
- 7 この規程において「啓発活動」とは、研究費の取り扱いに係る不正を起ささせない組織風土を形成するために、大学が全ての構成員対し、不正防止にむけた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。
- 8 この規程における「研究者」「悪意」「研究資料等」の定義は、別に定める「大学院大学至善館研究倫理規程」の定義を準用する。

## (大学の責務)

第3条 本学は、研究費の取り扱いに係る不正行為を防止するため、必要な措置を講じる。

- 2 本学は、不正が疑われる事態が生じた場合、迅速かつ適切にその解明に向けた手立てを講じる。
- 3 本学は、本学における不正行為が認められた場合、内外に対してそれを明らかにしアカウントビリティを果たすとともに、原因の究明を行い、適切な対策を講じることで、研究費の取り扱いに係る不正行為の防止に関する教育を推進し、不正行為を防止する体制の改善を図る。
- 4 本学は、研究費を適切に管理し、研究費を支出するときまたは支出した後に、当該支出が適切であるかを厳格に確認し監査する。

(最高責任者)

第4条 本学における、研究費の取り扱いについて最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、以下の各号に掲げる役割と責任を負う。
  - (1) 本学における研究費の取扱いに係る不正の防止対策に関する基本方針を策定し、周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
  - (2) 前号の基本方針およびその他の不正防止策の策定に関する審議およびその実施状況や効果等に関する議論を主導する。
  - (3) 外部研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。
  - (4) 自らが率先して啓発活動を定期的に行い、構成員の意識向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第5条 大学は、最高管理責任者を補佐し、本学における研究費の取扱いに係る不正の防止対策に関して、大学全体を統括する責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、以下の各号に掲げる役割と責任を負う。
  - (1) 前条第2項に規定する基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする、本学全体の具体的な不正防止策を策定・実施するとともに、実施状況を確認し、定期的に最高責任者に報告する。
  - (2) 第6条に定める部局責任者に各部局における対策の実施を指示するとともに、実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告する。
  - (3) 監事に必要な情報を提供するとともに、不正防止計画の策定、実施、見直しの状況について意見交換を行う。また、監事と連携して、不正発生につながりうる要因について、機関全体の状況の体系的な整理、評価を行う。
  - (4) 内部監査担当者と連携し、不正発生要因の所在と内容について、本学全体の状況を体系的に整理し評価する。

(部局責任者)

第6条 大学は、研究費の取扱いに係る不正の防止対策に関して、各部局における役割と責任を持つ者として部局責任者を置き、各部局の長をもって充てる。なお、部局責任者を統括管理責任者が兼務することができる。

- 2 部局責任者は、統括管理責任者の指示のもと、自らの管理監督する部局において以下の各号に掲げる役割と責任を負う。
  - (1) 当該部局における不正防止対策を実施するとともに、実施状況を確認し、定期的に統括管理責任者に報告する。統括管理責任者が部局責任者を兼ねる場合には、この限りではない。
  - (2) 当該部局の構成員に対して研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関する教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、定期的に啓発活動を行う。

- (3) 当該部局において、研究費の管理・執行が適切に行われているか確認し、必要に応じて改善を指導する。

(監事の役割)

第7条 監事は、本学の研究費の取り扱いに係る不正行為の防止に関する施策の整備・運用状況を機関全体の視点から確認し、最高管理責任者および理事会に報告し、意見を述べる。

- 2 監事は、前項の確認を行うときに、特に、統括管理責任者ならびに部局責任者が実施する各種取組みの実施状況確認が適切に行われているか、および、内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画へと反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを重点的に確認する。

(研究費の取り扱いに係る不正行為の防止に関する教育および啓発活動の実施)

第8条 統括管理責任者は、不正防止計画の一環として研究費の取り扱いに係る不正行為の防止に関する教育および啓発活動の実施計画を策定する。

- 2 不正防止計画の策定にあたっては、その対象、時間・回数、実施時期、内容等、具体的に示す。
- 3 部局責任者は、当該部局の研究費の取り扱いに係る構成員に対して、不正行為の防止に関する教育を行う。また、外部研究費の取り扱いに係る構成員に対しては、外部研究費の取り扱いに係る教育を合わせて行う。
- 4 前項に定める教育の実施にあたっては、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール、手続き・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、機関における不正対策等について説明する。
- 5 本学の構成員は、部局責任者が実施する研究費の取り扱いに係る不正行為の防止に関する教育において、自らがその対象者となる場合には必ず受講しなければならない。
- 6 統括管理責任者は、教育の受講状況および理解度について把握を行うものとする。そのうえで、教育の内容について定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。
- 7 部局責任者は、継続的な啓発活動を行う。

(研究費の管理)

第9条 大学は、研究費を適切に管理し、研究者に研究費を支出するときまたは支出した後に、当該支出が適正であるかを確認するものとする。

- 2 研究費に係る経理処理は、関係箇所および当該研究者が責任をもって行うものとし、その手続きは、本学の関連規程に基づくものとする。
- 3 大学は、研究費に関わる文書を、大学が研究者に交付する研究費については文書取扱規程に「会計伝票及び収入・支出に関する証拠書類」に関して定める期間、外部研究費に関するものについては「補助金、助成金、借入金等に関する重要書類」に関して定める期間保管しなければならない。

(外部研究費の事務処理手続きに関するルールの明確化)

第10条 外部研究費に関わる事務処理手続きについて明確かつ統一的な運用を図るため、外部研究費に関する事務処理手続きの基本ルール（以下「ルール」という。）を別に定める。

- 2 ルールは、構成員に分かりやすく体系化し、例外的な処理は極力これを認めないこととする。特別な事由により例外を認めるときはその事由と処理経過を構成員に明示するものとする。

- 3 統括管理責任者は、ルールと運用実態が乖離しないよう、ルールを必要に応じて改正するために必要な手立てを講じる。

(外部研究費の事務処理手続きに関する職務権限)

第11条 外部研究費に関わる事務処理手続きは、各部局の部局責任者が管理・監督するとともに、外部研究費の執行決裁権限を有するものとする。

- 2 外部研究費の執行に関わる事務処理は事務局が行う。
- 3 外部研究費を用いて研究にあたる研究者は、外部研究費を獲得し、その支給の通知を受け取った時点で、部局責任者に外部研究費の支給内容及び当該研究の計画を提出しなければならない。また、その計画に責任を持ち、使用するときはルールに従って必要な書類を事務局に提出するとともに、当該研究活動に必要な事由を明示しなければならない。
- 4 事務局は、研究者から提出された書類又は指示により、ルールに従って、研究費執行計画の把握を行った上で、財源の特定、物品等の発注、納品物等の検収、研究者への納品物等の引渡し、支払、出張等実施の確認を行う。
- 5 部局責任者は、事務局を通じて研究者から提示された公的研究費執行の可否について判断するとともに、ルールに沿った運用がなされているかを監視する。
- 6 統括管理責任者は、ルールが運用の実態と乖離していないか、研究分野の特性の違いや合理的な事由を無視していないかなど、部局責任者に指示して見直しや明確かつ統一的な運用を図る。統括管理責任者が部局責任者を兼ねる場合には、最高管理責任者が統括管理責任者に代わり、これを行うものとする。

(誓約書の提出)

第12条 本学において外部研究費の運営・管理に関わる者は、次の各号に掲げる事項を含む誓約書を、所定の方法により最高管理責任者に対して提出しなければならない。

- (1) 本学の規約その他の規程等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 本学の規約その他の規定等に違反して、不正を行った場合は、本学や外部研究費の配分機関の処分および法的な責任を負担すること。
- 2 本学と取引を行う業者のうち、前年度の外部研究費の執行に関わる年間累積取引金額が五十万円を超える業者は、次の各号に掲げる事項を含む誓約書を、所定の方法により最高責任者に対して提出しなければならない。
  - (1) 本学の規約その他の規定等を遵守すること。
  - (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
  - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
  - (4) 本学構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。
- 3 取引業者の誓約書提出について、前項の規定に該当しない場合であっても、当該年度において外部研究費の執行に関わる年間累積取引金額が五十万円を超えるときには、その業者は、前項の各号に掲げる事項を含む誓約書を、所定の方法により最高責任者に対して提出しなければならない。

(研究者の基本的責務)

第13条 研究者は、研究費の適切な管理に努める。

- 2 研究者は、研究費の取り扱いに係る不正の未然の防止に努める。
- 3 研究者は、不正行為が行われていることを知ったときは、その旨を報告する。

(不正行為に関する告発窓口)

第14条 本学に、研究費の取り扱いに係る不正行為に関する告発等（本人からの申出も含む）、または告発の意思を明示しない相談を受けつける窓口を置き、事務局長をもって告発窓口担当者に充てる。

- 2 告発窓口の名称、場所、連絡先および利用方法を、学内の構成員に対して広報するとともに、学外に対しても公表する。
- 3 告発は、原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする者、不正行為の様態等、事案の内容が明示されるもののみを受け付ける。308
- 4 告発窓口の担当者は、告発等を受けたのち、迅速に統括責任者に報告を行う。

(告発者および被告発者の保護)

第15条 大学は、告発者または被告発者に対して、告発をした、または告発をされたことのみを理由に不利益な取り扱いをしてはならない。

(不正行為に関する調査委員会の設置)

第16条 統括管理責任者は、研究費の取り扱いに係る不正行為が疑われる旨の報告を受けた場合、最高管理責任者に速やかに報告するとともに、報告の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断する。

- 2 調査が必要だと判断した場合、統括管理責任者は、不正行為に関する調査を行うための委員会（以下、「調査委員会」という）を組成する。
- 3 調査委員会は、統括管理責任者および、統括管理責任者が指名する教員、事務職員で構成し、統括管理責任者が委員会の長（以下、「調査委員長」という）を務め、当該疑義に関する調査活動、報告書の作成、調査結果の公表等全ての活動を統括する。
- 4 告発者および被告発者、不正行為が疑われる研究費の取り扱いに直接の利害関係を持つ者は、委員会メンバーに含めない。統括管理責任者がこれに含まれる場合は、最高管理責任者あるいは最高管理責任者が指名するものが統括管理責任者に代わるものとする。
- 5 公正性および透明性の確保の観点から、調査委員の半数以上は本学に属さない外部有識者（弁護士、公認会計士等）で構成する。外部有識者は、本学および告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者に限る。

(調査委員に関する異議申し立て)

第17条 調査委員長は、調査委員会設置後、調査委員の氏名および所属について、告発者および被告発者に通知する。

- 2 告発者および被告発者は、調査委員長が通知した調査委員について、調査委員長が定めた期間内に異議を申し立てることができる。
- 3 調査委員長は、告発者または被告発者からの異議申し立てを受けた場合には、最高責任者に、速やかに報告するとともに、その内容を審査し、申し立てが妥当であると判断したときは、調査委員を交代させる。

(研究費の一時執行停止)

第18条 調査委員長は、研究費についての不正の疑いに関する本調査の開始を決定した時点で、被告発者等の調査対象となっている者による研究費の執行停止を命じることができる。

(予備調査の実施)

第19条 調査委員会の設置後、調査委員会は、速やかに告発内容の合理性の確認ならびに調査可能性について予備調査を行う。

- 2 調査委員会は、告発を受け取って30日以内に、本調査実施の可否を決定する。
- 3 本調査を行わないことを決定した場合、その結果を告発者に通知する。
- 4 調査委員会は、予備調査に関わる資料等を保存し、配分機関および告発者の求めに応じ開示する。

(本調査の実施)

第20条 予備調査の結果、本調査の実施が決定された場合、調査委員会は、告発を受け取って60日以内に当該告発に関する本調査を開始する。

- 2 調査委員会は、不正行為の疑いに関する以下の各号について、客観的かつ合理的な情報をもとに、公平不偏に本調査を実施する。
  - (1) 不正行為の有無
  - (2) 不正行為の内容
  - (3) 不正行為に関与した者とその関与の程度
  - (4) 不正使用の相当額
- 3 調査委員会は、告発者、被告発者、被告発者が所属する部局およびその関係者に対して、資料の提出、意見の陳述、説明その他を求めることができる。これらの要請を受けた者は、調査に積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。
- 4 本調査の過程において、被告発者および調査に協力した者の名誉、プライバシー等に十分な配慮を行い、被告発者には公正な聴聞、反論、弁明の機会を与えるものとする。また、被告発者本人の証言に加え、複数の者からの情報を求めるものとする。
- 5 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に第2項の各号についての結論を、その裏付けとなる事実情報とともに、本調査結果報告書にまとめる。
- 6 調査委員会は、速やかに本調査結果報告書を最高管理責任者に報告する。また、不正行為が認められた場合には、合わせて再発防止策についても意見を述べる。

(悪意に基づく告発)

第21条 調査委員会は、調査の結果、不正が認められなかった場合であって、告発が悪意に基づくものであると認められる場合には、その内容を審議の上、事実を認定する。

- 2 前項に規定する認定にあたって、調査委員会は告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知)

第22条 調査委員会は、本調査終了後、その結果を速やかに告発者および被告発者、ならびに被告発者以外で不正行為に関与したと認められた者に対して通知する。

- 2 調査委員会は、被告発者ならびに被告発者以外で不正行為に関与したと認められた者が所属する機関に対して本調査結果を通知する。
- 3 前条の規定にもとづき、告発が悪意にもとづくものと認定された場合、調査委員会は、告発者が所属する機関に対して本調査結果を通知する。

(調査結果の公表)

第23条 調査委員会は、不正行為が認められた場合には、本調査の結果を公表する。

- 2 前項の調査結果の公表においては、少なくとも次に掲げるものを含める。
  - (1) 不正行為の有無
  - (2) 不正に関与した者の氏名・所属・不正の内容

- (3) 大学が調査結果の公表までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員の氏名・所属
  - (5) 調査の方法・手順
- 3 第2項2号について、合理的な理由がある場合には非公表とすることができる。

(懲戒)

第24条 最高管理責任者は、調査委員会からの報告を踏まえ、不正に関与した者および悪意に基づく通報者等に対しては、教職員については就業規則にもとづく制裁、学生については学則にもとづく懲戒の対象とする。

- 2 最高管理責任者は、調査委員会からの意見を踏まえて、適切な再発防止策を講じる。

(不正な取引に関与した取引先への処分)

第25条 最高管理責任者は、研究費の取り扱いに係る不正行為において、取引先による不正な取引等が行われていた場合には、調査委員会からの報告を踏まえ、当該取引先との取引停止を含む適切かつ厳正な処分を行う。

(守秘義務)

第26条 調査に関わる業務に従事するものは、当該業務に関連して知り得た秘密および個人情報情報を漏らし、また、不当な目的に利用してはならない。調査に関わる業務が終了した後も同様とする。

(配分機関への報告と協力)

第27条 調査委員会は、外部研究費を用いた研究における不正行為の疑義についての本調査の実施を決定した場合、以下の各号を行わなければならない。

- (1) 本調査の実施の決定後、直ちにその旨を配分機関に報告する。
- (2) 告発の受付から210日以内に、本調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の外部研究費における管理・監査体制の状況、再発防止策を含む本調査報告書を、配分機関に提出する。
- (3) 本調査の実施にあたり、調査方針、調査対象および方法等について、配分機関に報告、協議を行う。
- (4) 本調査の過程においても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- (5) 配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況報告および、本調査の中間報告を当該機関に提出する。
- (6) 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関による当該事案に関わる資料の提出又は閲覧、現地調査の要請に応じる。

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、2023年3月9日から施行する。